

# 新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務委託 仕 様 書

## 1. 業務名

新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務委託

## 2. 業務の目的

本県では、平成 28 年 3 月に「ほっと石川観光プラン 2016」を策定し、計画期間を 10 年間として観光施策を展開してきたところである。計画期間が終了し、令和 6 年能登半島地震や新幹線県内全線開業など本県を取り巻く環境は変化している。

本業務は、各種統計データや本県が実施している観光動態調査等、これまで蓄積されてきた既存データを活用し、現状分析を行うとともに、有識者へのヒアリングや WEB アンケート調査等の追加調査を実施することにより、本県の観光を取り巻く現状及び昨今の課題を把握するものである。

その上で、これらの分析結果を踏まえ、新たな観光プラン策定に向けた具体的な提言を行うことを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

## 4. 業務内容

受託者は、県と協議の上、以下の業務を一括して実施すること。

### (1) 外部有識者・県内 19 市町・観光事業者等へのヒアリング補助業務

外部有識者、県内 19 市町及び県内観光事業者等にヒアリングを行い、本県を取り巻く現状や各関係者の抱えている課題等を整理する。

#### ア ヒアリングへの同行（35 回程度）

外部有識者へのヒアリングについては、県外への出張（都内へ 3 回）を予定。

県内 19 市町へのヒアリングについては、WEB 会議形式にて実施する。

（1 日に最大 3 市町に実施する場合もある）

観光事業者等（県内で 7 回予定）へのヒアリングについては、訪問形式にて実施する。

#### イ ヒアリング議事録の作成（全ヒアリング分）

ヒアリング概要及び議事録ベースの記録作成

#### ウ 外部有識者との連絡調整等

外部有識者（7 名を想定）との連絡調整や謝金の支給（委託料を財源として受注者から支払うこと）など

### (2) 観光動態分析および WEB アンケート調査の実施

本県の観光を取り巻く現状の分析、一般消費者へのアンケート調査を実施し、

本県の観光客層の変化や行動、本県の観光に対する意識等を把握する。

#### ア 観光動態分析

本県が提供する過去3年分のデータ（石川県観光動態調査、観光オープンデータ（Milli）等）を使用し、分析を行う。

<分析項目の例>

- 新幹線県内全線開業の効果
- 令和6年能登半島地震による観光動態の変化
- 観光客の消費行動やその要因の分析 など

#### イ WEBアンケート調査

区分	内容
1 調査の企画設計	調査対象：三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）に居住している男女個人 年齢は20歳代、30歳代、40歳代、50歳代および60歳代以上 設問内容：20問程度 設問の骨子は委託者で作成し、詳細は協議のうえ調整
2 調査の実施	標本数：合計1,500サンプル程度。 男女それぞれ同数のサンプル数とすること。 調査方法：WEB調査
3 調査結果の集計	・質問ごとの属性別集計（クロス集計） ・自由記述欄は分野別に分類し、回答者情報を明示

#### (3) 結果の分析・提言

上記(1)ヒアリング結果(2)観光動態分析およびWEBアンケート調査結果を基に、専門的な知見を用いた高度な分析及び提言を行うこと。

- ・観光動態分析とWEBアンケート結果を用いた分析については、本県の観光の今後のターゲット層や求められるニーズなどを明らかにすること。
- ・ヒアリング結果及び上記分析結果に基づき、新たな観光プランに盛り込む視点や課題などを、他県の成功事例や客観的エビデンスに基づいて提言を行うこと。

## 5. 業務スケジュール及び報告

本業務は、以下のスケジュールを基本として進行すること。

- ・契約締結～12月上旬
  - (1) ヒアリングの実施、(2) 観光動態分析およびWEBアンケート調査の実施
- ・1月末
  - (3) 調査・データの総合分析、施策の方向性の提言 報告

## 6. 業務の進め方

- (1)適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (2)受託者は、委託者から本業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

(3)受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分について、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。

受託者は再委託をする場合にあっては、再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

## 7. 成果品および提出期限

受託者は、以下の成果品を提出すること。

### (1) 提出物

- ①外部有識者・県内 19 市町・県内観光事業者等ヒアリング議事録一式：  
電子データ
- ②WEB アンケート回答データ一式：電子データ
- ③分析結果報告書：電子データ（表紙を除いて 20 ページ程度）

### (2) 提出期限

令和 9 年 1 月 29 日

### (3) 納品場所

石川県文化観光スポーツ部観光戦略課

## 8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1)成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2)委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3)納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4)受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

## 9. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与できるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

## 10. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及

び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。  
委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いには十分注意するものとする。なお、契約終了後も同様とする。

## 11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。